

知っていますか? インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

▷問合せ 軽減・インボイス コールセンター
☎0120-205-553
受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)

製靴関係の専門的・家内労働者の方へ

履物関係の仕事情報を提供しています。



東京都では、専門的・家内労働者の方に、紳士靴・婦人靴の製靴関係の仕事情報(製甲、底付けなど)を提供しています。仕事をお探しの方はご利用ください。

▷閲覧場所

- ①東京都家内労働相談コーナー(浅草5-70-11 川口ビル2階)
- ②台東区役所9階 産業振興課窓口
- ③台東区 北部区民事務所清川分室
- ④台東区立産業研修センター
- ⑤都立産業貿易センター台東館1階

※東京都家内労働相談コーナーでは、職人募集情報の受付や、家内労働全般についての相談も行っています。

▷問合せ 東京都家内労働相談コーナー ☎(3871)4555

家内労働(内職)の委託をしている事業主の方

「委託状況届」は4月30日までに

毎年、4月1日現在の家内労働者数等について「委託状況届」を労働基準監督署を通じて労働局に提出することが義務付けられています。4月30日までに忘れずに所轄労働基準監督署に提出してください。

▷届出用紙配布場所 労働基準監督署(東京労働局HPからダウンロード可)
▷問合せ 東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 ☎(3512)1614
上野労働基準監督署 ☎(6872)1230

労働者無料健康相談のお知らせ

台東区内の労働者50人未満の事業所とそこに勤務する労働者を対象に、無料の健康相談を行っています。

▷相談内容

- ・労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- ・健康診断の結果についての医師の意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導
- ・高ストレス者に対する面接指導 など

▷相談内容の秘密は厳守します。

▷申込み・問合せ

台東区地域産業保健センター(下谷医師会内)
☎(3831)0077/FAX(3835)0778



我が社の 環境経営推進事業

区内の中小規模事業所向けに省エネに関する各種支援制度を実施しています。省エネはコスト削減等の経営改善に役立つ有効な手段の一つです。ぜひご利用ください。

省エネ専門家派遣制度

- ①省エネ診断
区内の事業所へ専門家を派遣し、経営改善につながる設備の更新や運用改善などの省エネに関するアドバイスを行います。

●省エネ診断による提案例

省エネ機器へ入替えた場合の電気代は...?
▶ 空調機器なら年間約8万7千円お得に!
▶ LED照明なら年間約2万1千円お得に!

電気代がお得になるような省エネ改善提案も、これまでにさせてもらいました。

- ②ソーラー診断
台東区内の事業所等へソーラー診断士を派遣し、太陽光発電システムの設置の適否や、導入による費用対効果等に関する提案を行います。導入をお考えの方はぜひご利用ください。

助成金制度

- ①省エネ効果が認められた機器...導入費用(税抜)の20%
上限30万円

※東京都の「省エネ促進税制」の対象機器や、区が実施する省エネ診断やその他官公庁が実施する省エネルギー診断を受けて省エネ効果が認められた機器が対象です。

※空調や照明以外にも、事業所で使用している幅広い機器が対象になります。まずはご相談ください。

- ②太陽光発電システム...1kwあたり5万円 上限50万円

※この他、窓・外壁等の断熱改修、雨水貯留槽、高反射率塗料、屋上・壁面・地先・駐車場緑化、プランター設置に対する助成金制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

▷省エネ専門家派遣や助成金に関するお問い合わせ

台東区役所環境課 ☎(5246)1281 FAX:(5246)1159

東京ソーラー屋根台帳もご利用ください!

東京都が作成した、東京ソーラー屋根台帳とは、建物ごとに太陽光発電等への適合度を地図上で色分けし、分かりやすく示したWEBマップです。まずはあなたの事業所が太陽光発電システム設置に適しているか確認してみましょう。

▷ソーラー屋根台帳に関するお問い合わせ

TOKYO太陽エネルギー相談室 ☎03-5990-5066

ソーラー屋根台帳の詳細は <http://tokyosolar.netmap.jp/map/>

消費税及び地方消費税の申告と納税はお済みですか?

令和3年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(木)が申告・納付の期限となっていますので、申告書はお早めに提出してください。

- 申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

- 郵便による申告書などの書類の送付先にご注意ください

作成済の申告書・申請書・届出書等の書類を郵送により提出する場合は、次の送付先へ送付していただきますようお願いいたします。

送付先 〒110-8655
池之端1-2-22上野合同庁舎「東京国税局業務センター」宛

- 便利なキャッシュレス納付(振替納税)をご利用ください

振替納税については、事前にオンライン又は書面で振替依頼書を提出する必要があります。(提出期限:令和4年3月31日(木))。

指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

なお、他の納付方法については、国税庁ホームページをご確認ください。

引き落とし日 令和4年4月26日(火)

▷問合せ 東京上野税務署 ☎03(3821)9001(代)
浅草税務署 ☎03(3862)7111(代)